

意見照会中の

横断歩道橋定期点検要領（案）

目次

1. 適用範囲
2. 定期点検の頻度
3. 定期点検の方法
4. 定期点検の体制
5. 健全性の診断
6. 措置
7. 記録

適用範囲

○道路法の道路における、横断歩道橋

定期点検の頻度

○5年に1回の頻度を基本。

… 5年より短い間隔で点検することを妨げない。

← 5年の算出方法(起点等)は、本省に確認中

3 定期点検の方法

中国地方整備局 道路部

- **近接目視を基本**
- **必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査等を併用**
 - ・ ・ ・ **近接目視**
肉眼により部材の変状を把握し評価が行える距離まで近接して目視を行うこと
 - ・ ・ ・ **近接目視が困難でやむを得ない場合**
近接目視と同等の手段（→本省に確認中）
 - ・ ・ ・ **目視による変状等の状態の把握に限界がある場合**
必要に応じて、触診や打音等の非破壊検査等

- **点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行う**
 - ・ ・ ・ 次のいずれかの要件に該当すること
 - ・ 横断歩道橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有する
 - ・ 横断歩道橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
 - ・ 点検に関する相当の技術と実務経験

○健全性の診断は、**部材単位毎、横断歩道橋毎**に行う

(1) 部材単位の診断
(判定区分)

部材単位の診断は、表-5.1 の判定区分により行うことを基本とする。

表-5.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

5 健全性の診断

(診断の参考事例) 「腐食」 上部構造(横桁)

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。(予防保全段階)

判定区分
Ⅱ



構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。(早期措置段階)

判定区分
Ⅲ



構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。(緊急措置段階)

判定区分
Ⅳ



5 健全性の診断

(診断の参考事例) 「腐食」 階段部(主桁、踏み板、蹴上げ)

構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。(予防保全段階)

判定区分
Ⅱ



構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。(早期措置段階)

判定区分
Ⅲ



構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。(緊急措置段階)

判定区分
Ⅳ



- • • **第三者被害予防措置**
点検時に、**うき、はく離等**があった場合は、**第三者被害予防の観点から応急的に措置**。その上で I ~ IV を判定。
- • • **詳細調査**
詳細調査を行わなければ、判定が適切に行えない場合、記録表に「要詳細調査」の旨を記録

5 健全性の診断

- **部材単位の診断は、少なくとも、次の評価単位毎、変状の種類毎に行う。**

表-5.2 判定の評価単位の標準

上部構造	下部構造	階段部	その他
------	------	-----	-----

(別紙1 評価単位の区分参照)

- 部材が複数ある場合は、それぞれの部材について判定

表-5.3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	き裂、破断、変形・欠損・摩耗、腐食、ゆるみ・脱落、滞水・漏水、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、浮き・剥離、滞水・漏水、その他
その他	支承の機能障害、その他

- 同じ部材に複数の変状がある場合は、それぞれの変状の種類毎に部材について判定

5 健全性の診断

評価単位 の区分

付表－1 評価単位の区分

評価単位の区分（部位・部材区分）		備考
上部構造	主桁	主桁、添接板、垂直補剛材 等
	横桁	
	床版	床版、デッキプレート
	その他	地覆 等
下部構造	橋脚	
	支承	
	その他	落橋防止構造、根巻きコンクリート等
階段部	上部工との接合部	
	主桁	
	橋台	
	その他	踏み板、蹴上げ、地覆 等
その他	排水受け	
	排水管	
	排水樋	
	その他	落下物防止柵、高欄、照明施設、道路標識、舗装（通路部）、手すり、目隠し板、裾隠し板 等

5 健全性の診断

記録用メモの例

			鋼部材						コンクリート部材					その他		
			亀裂	破断	変形・欠損・摩耗	腐食	ゆるみ・脱落	滞水・漏水	その他	ひびわれ	床版ひびわれ	浮き・剥離	滞水・漏水	その他	支承の機能障害	その他
上部構造	主桁	01 ...														
	横桁	01 ...														
	床版等	01 ...														
下部構造		01														
階段部		01 02														
その他		01														

← 義務付けはない。

← 点検表記録様式では、部材毎の最悪値のみを記載

○ **横断歩道橋毎の診断は次の区分で行う** ※部材単位と同じ

表-5.4 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

..... 横断歩道橋毎の診断

- ・横断歩道橋管理者が、横断歩道橋全体の状況を把握するなどの目的で行う
- ・一般には、**主要な部位または部材に着目して、最も厳しい部位または部材の評価で代表させることができる。**

→ 直轄要領(案)参照

措置

○ 部材単位の**診断結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。**

…… 措置

補修・補強のほか、撤去、定期的な監視、通行規制・通行止めがある。

…… 監視

変状の挙動を追跡的に把握するために行われるもの

・応急対策を実施した箇所

・健全性の診断の結果から当面は対策工の適用を見送ると判断された箇所

記録

○ **定期点検、診断結果、措置の内容等を記録し、横断歩道橋の利用期間中、保存する。**

…… 点検後、横断歩道橋の状態に変化があった場合

改めて、健全性の診断を行い、措置及びその後の結果を速やかに点検結果の記録に反映しなければならない。

(点検後の補修補強、事故・災害等)

点検表記録様式

中国地方整備局 道路部

別紙2 点検表記録様式

様式(その1)

横断歩道橋名・所在地・管理者名等

横断歩道橋名	路線名	所在地	起点側	緯度	43° 32' 21"
				経度	141° 30' 40"
○△□横断歩道橋 (フリガナ) マルサンカクシカクオウダンホドウキョウ	県道○○号 △△△線	○○県△△△市□□□町1-2-3			
管理者名	点検実施年月日	代替路の有無	緊急輸送道路	占用部件(名称)	
○○県 △△△土木事務所	2014. ○. ○	有	二次	-	

部材単位の診断(部材毎に最も悪い判定区分を記入)

部材名		点検時に記録			措置後に記録		
		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等 が分かるように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類	措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	III	腐食	写真1	II	腐食	2015.○.○
	横桁	III	腐食	写真2	I		2015.○.○
	床版等	I					
下部構造		III	腐食	写真3	I		2015.○.○
階段部		I					
その他							

横断歩道橋毎の健全性の診断(対策区分 I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
III	・主桁、横梁等の腐食が進行しており、早期の補修が必要	II	2016.○.○

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次※	橋長(m)	通路幅員(m)
1968年	10.0	1.5

起点側		
-----	---	---

※:架設年次が不明の場合は「不明」と記入とする。

点検表記録様式

中国地方整備局 道路部

様式(その2)

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>上部構造(主桁)【判定区分:Ⅲ】</p> <p>写真1</p> 	<p>【判定区分:Ⅲ】</p> <p>写真2</p> 
<p>下部構造(擁脚)【判定区分:Ⅲ】</p> <p>写真3</p> 	<p>その他()【判定区分:】</p>